

# 浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針

浜松市立天竜中学校

## 浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	4
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	5
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	6
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	7
	(1)天竜中年間指導計画	7
	(2)いじめの未然防止	8
	(3)いじめの早期発見	11
	(4)いじめに対する措置	12
	(5)関係機関との連携	14
	(6)学校における教育相談体制の整備	14
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	15
	(8)いじめが「解消している」状態	16
	(9)「浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	16
3	地域や家庭の役割	16
	(1)地域の役割	16
	(2)家庭の役割	16

第3 重大事態への対処.....	17
1 重大事態の意味.....	17
(1)生命心身財産重大事態.....	17
(2)不登校重大事態.....	17
(3)子供や保護者からの申立て.....	18
2 重大事態の調査組織.....	18
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	18
4 調査結果の提供及び報告.....	18
5 その他の留意事項.....	18

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

天竜中学校では、いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題であると捉えています。どのような理由があろうと決して許される行為ではないことを学校全体で共有していかなければなりません。また、子供同士の関係は、周囲の大人同士や大人と子供との関係、社会全体の人と人との関係を映し出していると考えます。

子供一人一人が、自分の気持ちや考えを安心して表現することができ、成長していこうとする意思が尊重されるよう、職員も含めた親和的な人間関係づくりに努めていくことで、いじめ防止に取り組んでまいります。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かは、「いじめを受けた子供の立場」に立って判断します。周囲から見ればふざけ合いにしか見えない行為も、一方の子供が「心身の苦痛を感じている」と訴えれば「いじめ」と判断されます。また、いじめに該当するかどうかを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認します。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあります。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

## 2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- いじめを受けている子供の心や体は当然傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」の多くは、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的にいじめられることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめが起きる背景には加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりするなどの問題があることも考えられます。
- いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもってしているときには、周囲がいじめに気付かない場合も生まれます。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの未然防止には、何より、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが重要です。学校生活の様々な経験を通して心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かうことができる子供を育てていきたいと考えます。

また、いじめが起きてしまった場合にはできるだけ早期に発見し、適切に対応して行けるよう努めます。

これらのことを、学校、家庭、地域で子供にかかわる大人が共通理解し、一丸となって温かい人間関係を築くよう努めるとともに、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきたいと考えます。

### (1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくとともに、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、いたずらにストレスにとらわれることなく適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行い、互いに認め合う学校風土を醸成する。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

## (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめは受けている側からも行っている側からも、そのサインが出ていることを認識し、学校では少しでも早くそのサインに気付くよう努めていきます。いじめの早期発見のために、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の生徒たちや家庭、地域からの情報などを逃さず受け止めていくようにします。また、生徒がSOSを発信しやすくなるように、教師と生徒との親和的な関係の構築にも努めます。

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、生徒のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めていきたいと考えます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守り、信頼関係の構築に努める。

## (3)いじめへの対処

教職員全体で、いじめを把握した場合の対処の在り方、いじめを受けた子供への支援、いじめを行った子供や周囲の子供への指導等について、理解を深め、対応します。またいじめを確認した場合、いじめ対策のための組織（校内いじめ対策委員会）を中心に次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力を得て詳細を確認し、事実を把握する。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③問題の解決については、単に謝罪や責任を形式的に問うのではなく、子供の「人格の成長」に主眼をおき、いじめの「解消」まで支援・指導する。
- ④事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立て実施する。

## (4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進することを目指します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## (5)関係機関との連携

学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外

の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

「浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）」を理解し、「浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

### 1 いじめの防止等のための組織

#### (1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
  - ・毎月1回の定期的な「校内いじめ対策委員会」は、校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策コーディネーター（生徒指導主事）、学年生活担当、養護教諭、発達支援コーディネーター、スクールカウンセラーの参画により開催する。
  - ・いじめが疑われる事案が発生した場合に即日開催する「臨時いじめ対策委員会」は管理職、いじめ対策コーディネーター（生徒指導主事）、学級担任、該当学年主任の参加の元、学年生活担当、養護教諭、発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる教職員等、事案に応じて関係の深い教職員を追加して実施する。
  - ・事案によっては、専門的な知識を有する、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等に参画を求める場合もある。
- 毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

#### (2)いじめの防止等における教職員の役割

##### ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。天竜中学校では、生徒指導主事をいじめ対策コーディネーターとし、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割

イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割

ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割

エ 校内研修を企画・運営する役割

##### ②教職員の役割

ア 校長 : 「浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。

イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教

職員の相談に乗ったりする。

- ウ 主幹教諭：いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導主事
  - ：いじめ対策コーディネーターとして、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任・学年生活担当
  - ：学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭：子供の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任：日々の子供の表れ、変化を注視し、気になる表れがあった場合は、学年・学校で共有できるように報告する。
- ク 教科担任・部活動顧問等
  - ：子供の表れを注視し、気になる表れがあった場合は、いじめ対策コーディネーター、学級担任等に報告する。
- ケ 発達支援コーディネーター
  - ：発達支援の視点から、子供の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- コ SC：心理に関する教育相談を担う。
- サ SSW：福祉に関する教育相談を担う。

## 2 いじめの防止等に関する取組

### (1)天竜中年間指導計画

#### 1 学期

	4 月	5 月	6 月	7 月
学級・学年	◇入学式 ◇始業式 ◇天中オリエンテーション ◇授業開き ・ルール確認 ◇学活 ・1年の目標 (キャリアパスポート) ◇道徳 ・人間関係づくり	◇道徳 ・生命尊重 ◇生き方講話 ・自己の生き方 ◇情報モラル講座	◇学活 ・いじめについて考える ◇道徳 ・命の尊さ	◇学活 ・振り返り ◇終業式 ・夏季休業の生活
生徒会	◇対面式 ◇あいさつ運動	◇天中 CVE	◇生徒集会 ・いじめについて考える月間	◇生徒会選挙
教職員	いじめ対策委員会 (毎月1回)、生徒指導委員会 (週1回)			
	◇校内研修① ・キャリア教育 ・1学期の取り組み	◇校内研修② ・発達支援教育	◇校内研修③ ・授業改善 (評価)	◇校内研修④ ・総合学習
地域 保護者	◇入学式 ◇PTA総会 ・基本方針説明 ◇学校運営協議会	◇小中情報交換会 ◇保護者面談	◇学校運営協議会	◇三者面談 ◇健全育成会標語 ◇人権作文

## 2 学期

	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月
学級・学年		◇翔龍祭の縦割り活動	◇華龍祭 ◇道徳 ・友情、信頼	◇翔龍祭 ◇道徳 ・礼儀 ・公共の精神 ◇天中タイム ・職場体験 ・地域学習	◇学活 ・振り返り ◇道徳 ・多様性 ◇終業式
生徒会		◇天中 CVE ◇あいさつ運動	◇天中 CVE		◇校内生活の見直し
教職員	いじめ対策委員会（毎月 1 回）、生徒指導委員会（週 1 回）				
	◇小中合同研修会 ・情報共有 ・教科別研修 ◇校内研修⑤ ・特別活動の充実① ・取組の振り返り	◇校内研修⑥ ・生徒指導	◇校内研修⑦ ・特別活動の充実②	◇校内研修⑧ ・特別活動の充実③ ◇学校評価 ・全体計画説明 ・評価項目検討	◇校内研修⑨ ・道徳教育
地域保護者			◇華龍祭	◇翔龍祭 ◇学校運営協議会	◇三者面談

## 3 学期

	1 月	2 月	3 月
学級・学年		◇学活 ・振り返り (CP)	◇終業式 ◇卒業式 ◇学活 ・振り返り (CP) ◇道徳 ・感謝
生徒会	◇新入生オリエンテーション		◇3 送会
教職員	いじめ対策委員会（毎月 1 回）、生徒指導委員会（週 1 回）		
	◇学校評価 ・結果分析 ・来年度の方針 ・改善案の検討	◇学校評価 ・来年度の方針 ・改善案の検討	◇学校評価 ・来年度の方針 ・改善策の確認 ◇新入生情報交換会
地域保護者	◇新入生説明会	◇学校運営協議会	◇卒業式

### (2)いじめの未然防止

学校教育目標「多様性を認め合い、志をもって主体的に生きる生徒の育成」の具現化を目指し、「特別活動を要とした天竜中キャリア教育」を教育活動の中核として全ての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

#### 具体的な取組

生徒会主催で、いじめ未然防止や命について考えることをテーマとした集会や取組を行う。

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものに他ならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定・修正に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 日々の教育活動においては、「天竜中キャリア教育」で育みたい「かかわる力」をキーワードに、すべての生徒に集団の一員としての自覚が育まれる環境づくりを行うとともに、「協働的な学び」「個別最適な学び」を実現する授業を工夫する。
- 定期的なアンケート調査の実施や生徒の欠席日数・理由の確認等により、日常的に生徒の様子を把握し、情報共有を行う。
- いじめ防止のために必要な方策について定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。
- 以下の役割分担により実施する。

#### 《管理職》

- ア 全校集会などで校長がいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ウ 子供が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

#### 《いじめ対策コーディネーター（生徒指導主事）》

- ア 校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- イ 日頃から関係機関等と定期的に情報交換や連携を図る。

#### 《学級担任等》

- ア 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- イ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

《養護教諭》

ア 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

○子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動	
4月	学級活動での情報モラルについて考える授業の実施
6月	生徒会主導による「いじめや命について考える」月間の実施
12月	生徒全員にとってよりよい学校となるためのルールの見直し（生徒会）
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業や集団づくり	
4月	生活オリエンテーションの実施による学校生活についての共通理解
2学期	学級活動において1年間の個人目標の設定（キャリアパスポート）
	キャリアパスポートによる学期の振り返りと意思決定 キャリアパスポートによる行事の振り返りと成長の実感
学期末	中心授業と事後研修（主体的・対話的で深い学びと自己指導能力）
年度末	学校行事や体験活動を通じた集団作りとコミュニケーションの機会づくり キャリアパスポートによる年間の振り返りと意思決定
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
4月	人間関係づくりを目的とした学年集会の実施
6月	「命の尊さ」をテーマにした道徳科の授業の実施
10月	「友情信頼」をテーマにした道徳科の授業と体育的行事の実施
11月	「礼儀」「公共の精神」をテーマにした天中タイムの振り返り
12月	「多様性を認め合う心を育てるための道徳教育」をテーマにした研修
3月	「感謝」をテーマにした道徳科の授業と学校行事等の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向、性自認、性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
4月	生活オリエンテーションでの他者理解
5月	教職員に向けての発達支援教育研修
7月	教職員に向けての生徒指導研修
9月	体育的行事につながる交流活動での協働学習の実施
10月	多様性について学ぶ総合的な学習の実施（福祉体験）
11月	文化的行事につながる交流活動での協働学習の実施
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
4月	生徒会主催の対面式による仲間づくり
5月	自己の生き方について考える生き方講演会の実施
9月	縦割り活動を取り入れた体育的行事の実施
11月	進路や生き方について考える総合的な学習の実施と職場体験、地域学習
12月	二大行事（翔龍祭・華龍祭）の振り返り
2月	学級目標の達成と自分の1年間の成長についての振り返り（1・2年生）
3月	中学校生活の振り返りと進路先での自己の在り方を考える（3年生）

### (3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員相互が積極的に子供の様子について情報交換を行い、情報を共有する。

○教職員が「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行ったり、温かな保健室経営を行ったりすることで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

#### ア 実施時期・実施回数

・いじめアンケート調査：6月、10月、12月、2月

(記名式・無記名式を生徒が選択する)

※年に2回は「はままついじめアンケート」を実施

・学習・生活アンケート：10月・2月 (Google フォームによるアンケート)

・臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

#### イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・家庭で実施する。

・回答後速やかに、教職員が記載内容を確認し、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・記載の有無に関わらず、実施後に学級担任と生徒の二者面談を実施する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

・いじめ対策コーディネーターがすべてのアンケートを確認する。

・アンケートの記載内容について校長が確認し、「校内いじめ対策委員会」において対応を指示する。

#### ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

#### ア 実施時期・実施回数

・個人面談：アンケート実施後、必要に応じて実施する。

・三者面談：生徒、保護者、教職員による三者面談を1学期末、2学期末に実施する。

#### イ 実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

#### ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとっては多大な勇気を要するものであること

を教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

- 「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。
- 法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。
- 以下の役割分担により実施する。

#### 《管理職》

- ア 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- イ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。
- ウ 教職員が子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

#### 《いじめ対策コーディネーター（生徒指導主事）》

- ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- イ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、相談窓口について周知する。
- ウ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

#### 《学級担任等》

- ア 部活動、授業、係活動等、子供の活動の見守りや支援活動を通して、信頼関係の構築等に努める。
- イ 子供が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ウ 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- エ 個人面談や家庭訪問の機会を活用するなど、定期的に教育相談を行う。

#### 《養護教諭》

- ア 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

### (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、またはいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

#### ①いじめの発見・通報を受けたとき

- ア 教職員がいじめを発見したり、または子供や保護者等からいじめの相談を受けたりした場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- イ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ウ 子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- エ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には早い段階から関わりを持つ。
- オ 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。

カ 事実関係の確認の際には、「いじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか」などを、可能な限り明確にする。

キ いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を適切に記録する。

ク 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ケ 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。

コ インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。

サ いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

## ②いじめを受けた子供（被害生徒）またはその保護者への対応

ア いじめの状況を確認する際は、他の子供の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行い、いじめを受けた子供およびいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。

イ いじめを受けた子供に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なわないよう留意する。

ウ 子供の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を図る。

エ 保護者には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。

オ いじめを受けた子供やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、複数の教職員の協力のもとで安全を確保する。

カ いじめを受けた子供にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

キ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して聞き取りやアンケート等を行いながら事実確認を行い、必要な支援を行う。

ク いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合は、保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

## ③いじめを行った子供（加害生徒）への指導またはその保護者への助言

ア 即座にいじめをやめさせ、事実関係の聴取を行う。いじめをおこなった子供が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

イ いじめが確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的な指導にあたる。

ウ 事実確認をしたら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、保護者の協力を求め、今後の適切な対応について助言を行う。

エ いじめを行った子供への指導に当たっては、単にいじめを受けた子供への謝罪で終わるのではなく、いじめをしてしまった子供の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

オ いじめを行った子供が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導し、いじめに向かわない気持ちを育てる。

#### ④いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた子供に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- イ はやしたてるなど同調していた子供に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- エ いじめを受けた子供、いじめを行った子供双方の関係の修復を得て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団へと変容するよう指導を継続する。

#### ⑤インターネット・携帯電話に関わるいじめへの対応

- ア インターネットは匿名性、拡散性の特徴により、様々な行為が行われ、軽い気持ちで始めた行為が重大な事態を引き起こすことがある。トラブルが起きてしまうと完全に解決することが難しいことから、未然防止のために関係機関と連携して情報モラルに関する学習を積極的に進める。
- イ ネット上の被害の拡大を避けるため、不適切な書き込みや画像は直ちに削除する措置をとるよう関係機関に依頼する。
- ウ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、学校以外の場で起きることがほとんどで学校では把握しにくく、大人の目が届かないことが多い。保護者に対して子供に携帯電話等を使用させる場合には、責任を持って子供の使い方や様子に注意を払うよう理解を求める。
- エ 子供の生命、身体に被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 定期的な「校内いじめ対策委員会」は、心理の専門家であるスクールカウンセラーが参加する。また、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の参加について必要に応じて協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

### (6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家(スクールカウンセラー等)の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復

と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。

○いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

## (7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJT（On-the-Job Training）の取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

### ①いじめについての共通理解

ア 校内研修や職員会議で、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から教職員全員の共通理解を図る。

イ 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。

ウ 生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

### ②いじめが生まれる背景と指導上の注意について

ア いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえる。友人、先輩後輩、教員、家族など生徒を取り巻く様々な人間関係の問題が発端となっていじめによりストレスを発散しようとする心理が働くこともある。また、かつての被害生徒が加害生徒になることも珍しくない。これらを踏まえて日頃から、一人一人が抱える問題に積極的に対処していく。

イ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。

ウ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

### エ 指導上の注意

- ・教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言をしない。
- ・生徒の相談に対して、「たいしたことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価しない。
- ・周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への指導に真摯に取り組む。
- ・障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で指導に当たる。

### ③子供自らがいじめについて学ぶ場について

ア 子供自らがいじめの問題について、主体的に考えられるような取組の場を設定する。

イ いじめられる側にも問題がある、大人に告げることは卑怯である、いじめを見ているだけなら問題はないなどの考え方は誤りであることを学ぶ場を設定する。

ウ ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ場を設定する。

### ④いじめに向かわない態度・能力の育成について

ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、子供の社会性を育む。

イ 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

ウ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

エ 子供が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

オ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決してい

ける力を育てる。

カ 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を育てる。

#### ⑤自己有用感や自己肯定感の育成

社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学年集団間（部活動・学校行事等）で適切に連携して取り組む。

ア 自己有用感を高める

- ・ねたみや嫉妬等、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱く場を設定する。
- ・学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。

イ 自己肯定感を高める

- ・困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

### (8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

### (9)「浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立天竜中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

## 3 地域や家庭の役割

### (1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

### (2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立していくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するも

のであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)と示されています。

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
  - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
  - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

### 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、学校は事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和7年4月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

#### 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

##### (1)生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

##### (2)不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

### **(3) 子供や保護者からの申立て**

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

## **2 重大事態の調査組織**

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次の通りとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

## **3 事実関係を明確にするための調査の実施**

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

## **4 調査結果の提供及び報告**

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

## **5 その他の留意事項**

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。